

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**  
**(神奈川県担当部会)**  
**平成 29 年 6 月 30 日 答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件**

**厚生年金保険関係 3件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件**

**厚生年金保険関係 5件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700048 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700055 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を90万8,000円とすることが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

A社から、育児休業期間中であった平成15年7月4日に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された「賞与明細2002年度下期」（写）及び預金通帳（写）並びにA社の回答により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払（90万8,000円）を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中（平成15年＊月＊日から平成16年＊月＊日まで）に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官（当時）に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与明細2002年度下期」（写）において確認できる賞与額から、90万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700039 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700057 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を65万6,000円とすることが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

A社から、育児休業期間中であった平成15年7月に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された「賞与明細支給表2002年度下期」(写)及びA社の回答により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払(65万6,000円)を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成15年\*月\*日から平成16年\*月\*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与明細支給表2002年度下期」(写)において確認できる賞与額から、65万6,000円とすることが必要である。

なお、請求期間の賞与支給日については、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細(写)及び預金通帳(写)から、平成15年7月4日とすることが妥当である。

厚生局受付番号：関東信越（神奈川）（受）第1700019号

厚生局事案番号：関東信越（神奈川）（厚）第1700060号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年6月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成26年4月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和45年生

住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成26年4月1日から同年6月1日まで

私は、平成26年4月1日からA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同年6月1日に資格取得となっており、請求期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、A社における厚生年金保険の資格取得日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくても、事実に即した記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の社員台帳（写）及び賃金台帳（平成26年）（写）、請求者から提出された給与明細書（写）並びに雇用保険の加入記録から、請求者が、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないかった旨回答している上、上記の賃金台帳（平成26年）（写）及び給与明細書（写）によると、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について、事実に即した記録

に訂正してほしい旨陳述しているところ、上述のとおり、請求者は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる上、上記の賃金台帳（平成26年）（写）及び給与明細書（写）並びに同社の回答から、請求者は、当該期間において厚生年金保険の被保険者要件を満たし、当該期間に係る報酬が事業主により支払われていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定に係る日本年金機構B事務センターの回答から、28万円であると認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年6月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（神奈川）（受）第1700010号

厚生局事案番号：関東信越（神奈川）（厚）第1700053号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和57年生

住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成16年8月1日から平成17年8月1日まで

私は、平成16年6月にA社に派遣登録し、派遣先のB社で働いていた。A社では、2か月後の平成16年8月1日から厚生年金保険に加入していた。

しかし、A社における厚生年金保険の資格取得日が平成17年8月1日となっているので、調査の上、平成16年8月1日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「条件変更照会（一覧）」（写）及び同社の回答により、請求者は、請求期間において同社の派遣社員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求期間に係る賃金台帳等の資料を保存しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか否かについては不明である旨を回答している上、請求者も、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る給与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、i) A社は、請求期間当時は、従業員の希望により厚生年金保険に加入させていた旨の回答をしていること、ii) 請求期間に請求者と同じ派遣先で勤務していた同僚も、同社では加入を希望する従業員のみ厚生年金保険に加入していた旨を回答していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な陳述を得ることができない上、請求者及び同僚が名前を記憶している同じ派遣先で勤務していたA社の派遣社員のうち、複数の者については、厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700008号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700054号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月1日

A社から、請求期間に賞与が支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る「賞与支給明細表 2006年度上期」(写)によるところ、当該期間に係る賞与は支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、請求者は請求期間当時、B社の代表取締役であったことが確認できるところ、A社は、関連会社の役付役員(常務以上)及び監査役に就任中の者は賞与支給のない月割年俸制の給与形態となるため、請求期間にB社の社長であった請求者には、当該期間に係る賞与を支給していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700013 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700056 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 27 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 17 年 12 月

A社から、請求期間に賞与が支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る「賞与明細支給表 2005 年度上期」(写)によるところ、当該期間に係る賞与は支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、請求者は請求期間当時、B社の代表取締役であったことが確認できるところ、A社は、関連会社の役付役員（常務以上）及び監査役に就任中の者は賞与支給のない月割年俸制の給与形態となるため、請求期間にB社の社長であった請求者には、当該期間に係る賞与を支給していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1700024号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1700058号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和3年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年11月1日から平成元年5月8日まで

昭和63年11月1日からA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、平成元年5月8日に資格取得となっており、請求期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、厚生年金保険被保険者資格取得年月日を昭和63年11月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の当時の経理担当者の回答から、期間は特定できないものの、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、当時、従業員には試用期間を設けており、正社員として採用されるまでは、厚生年金保険には加入させておらず、試用期間中は給与から厚生年金保険料は控除していなかったと回答しているところ、上記経理担当者は、請求者については、試用期間があったと記憶していると陳述している。

また、複数の同僚は、入社後、数週間から数か月の試用期間があり、当該試用期間において給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨を陳述している。

さらに、A社が平成元年当時にC社会保険事務所（当時）に提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（写）によると、請求者について、平成元年5月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出が行われていたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700001号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700059号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

私は、派遣社員として在籍していたA社から、請求期間において賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額に係る記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の元代表取締役2名及び同社の分割先の事業所に照会したものの、当時の資料を得ることができない上、請求者も、請求期間に係る賞与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間において、請求者に賞与が支払われた事実、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者が、請求期間当時、口座を開設していたとする複数の金融機関に照会したもの、請求期間においてA社から賞与の振込があったことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。